

基労保発0913第1号

平成22年9月13日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
労災保険業務課長

労災年金の併給調整に係る「厚年情報照合リスト」の活用について

「厚年情報照合リスト」(以下「照合リスト」という。)については、平成18年9月28日付け基労保発第0928001号「労災年金の併給調整に係る「厚年情報照合リスト」の作成及び活用について」及び平成19年9月21日付け基労保発第0921001号「労災年金の併給調整に係る「厚年情報照合リスト」の一部変更について」(以下「平成19年通達」という。)により取り扱ってきたところであるが、今年度においても照合リストを作成し、各労働基準監督署へ配信するので、事務処理に遺漏なきようお願いします。

また、不一致事案のうち、労災年金の過誤払いが生じている可能性が高い「種別年額誤り」「種別誤り」と表示された事案については、引き続き優先して処理されたい。

なお、各労働局に対しても、管下の労働基準監督署に配信する照合リストと同内容のものを後日送付するので、各署への業務指導等の取組に活用いただき、不一致事案の早期解消に努められたい。

記

1 照合リストの内容

照合リストには、年金・一時金システムに登録されている厚年等情報(以下「労災データ」という。)と、日本年金機構が保有する厚生年金等の受給権者情報(以下「機構データ」という。)の照合の結果、厚生年金の種別や年額が不一致となった事案等が出力されること。

また、照合する労災データ、機構データは毎年8月支払期の情報であり、照合リスト上の機構データは、概ね過去5年度分の厚生年金等の障害年金・遺族年金に係る情報であること（今年度送付の照合リスト上の機構データは、平成17年4月から平成22年8月支払期までの情報である。）。

2 照合リストの出力順について

照合リストの出力順については、事案概要別、かつ年金証書番号順であること。また、事案概要が「種別年額誤り」である事案については、労災データの厚年等調整コードの非調整・調整の区分ごとに出力することとし、非調整事案については、事案概要に「*」を付すこととしていること。

3 照合リストの配信方法について

照合リストは、所轄労働基準監督署へ配信することとし、配信スケジュールについては別途連絡する。

4 その他

その他具体的な照合リストの内容については、平成19年通達の別添「厚年情報照合リストの見方（改訂版）」を参照すること。